

こども難病日常生活用具種目等

種 目	対 象 者	性 能 等	基 準 額
便器	常時介助を要する者	助成対象者が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 助成対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	99,000円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が助成対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500円
車椅子	下肢が不自由な者	助成対象者の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	22,000円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、助成対象者又は介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250円
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520円
ストーマ装具(尿路系)	人工膀胱を造設した者(在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	助成対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。	128,700円

こども難病日常生活用具給付事業
自己負担額表

階層区分	世帯の階層(細)区分			自己負担額 月額(円)	加算負担額 月額(円)	
B階層	当該年度分の市町村民税の非課税世帯			1,100	110	
C階層	当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯			2,250	230	
D階層	C階層を除く当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額	3,000円以下	D 1階層	2,900	290
			3,001 ~ 5,800 円	D 2 "	3,450	350
			5,801 ~ 8,700 円	D 3 "	3,800	380
			8,701 ~ 13,000 円	D 4 "	4,250	430
			13,001 ~ 17,400 円	D 5 "	4,700	470
			17,401 ~ 22,400 円	D 6 "	5,500	550
			22,401 ~ 28,200 円	D 7 "	6,250	630
			28,201 ~ 58,400 円	D 8 "	8,100	810
			58,401 ~ 75,000 円	D 9 "	9,350	940
			75,001 ~ 96,600 円	D 10 "	11,550	1,160
			96,601 ~ 121,800 円	D 11 "	13,750	1,380
			121,801 ~ 175,500 円	D 12 "	17,850	1,790
			175,501 ~ 221,100 円	D 13 "	22,000	2,200
			221,101 ~ 380,800 円	D 14 "	26,150	2,620
			380,801 ~ 549,000 円	D 15 "	40,350	4,040
			549,001 ~ 579,000 円	D 16 "	42,500	4,250
			579,001 ~ 700,900 円	D 17 "	51,450	5,150
			700,901 ~ 849,000 円	D 18 "	61,250	6,130
			849,001 ~ 1,041,000 円	D 19 "	71,900	7,190
			1,041,001 円以上	D 20 "	全 額	左の自己負担 月額の10%。 ただし、その 額が8,560円 に満たない場 合は8,560円

備考

1 自己負担額月額の決定の特例

- (1) 各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時にこの表の適用を受ける場合は、その月の自己負担額月額の最も多額な児童以外の児童については、この表に定める加算負担額月額によりそれぞれ算定するものとする。
- (2) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (3) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、自己負担額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて自己負担額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となるのは、

I 所得税法(昭和40年法律第33号)

II 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)

III 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定

によって計算された地方税法により賦課される市町村民税(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)である。

・指定都市に住所を有する者の市町村民税所得割を算定する場合には、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率(6%)により算出された額を用いることとする。

市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

(3) 自己負担額表の適用時期

毎年度の別表「自己負担額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 自己負担額表中、自己負担額月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、本市が徴収する額は、費用総額を超えないものとする。

4 自己負担額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。